

不利益処分の内容	勧告に係る事項の変更命令		
根拠法令及び条項	工場立地法第 10 条		
担 当 課	企業立地・支援課	処分権者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
勧告に係る事項の変更命令は、第 9 条第 2 項の規定に基づく勧告に係る届出事項について、当該勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときに行うこととされているが、具体的な基準は、個々の事例を個別具体的に判断して行うため、処分基準は設定しない。			